

鹿屋市高齢者元気度アップ・ポイント事業等実施要綱の一部を改正する要綱
鹿屋市高齢者元気度アップ・ポイント事業等実施要綱（平成24年鹿屋市告示第46号）の一部を次のように改正する。

第7条第4項中「5,000円」を「10,000円」に改め、同条中第6項を削り、同条に次の2項を加える。

6 ポイント事業等で得た評価ポイントは、それぞれ次のとおり換算する。

高齢者元気度アップ・ポイント	換算後ポイント
10ポイントから19ポイント	10ポイント
20ポイントから29ポイント	20ポイント
30ポイントから39ポイント	30ポイント
40ポイントから49ポイント	40ポイント
50ポイント以上	50ポイント

介護人材確保ポイント	換算後ポイント
10ポイントから19ポイント	10ポイント
20ポイントから29ポイント	20ポイント
30ポイントから39ポイント	30ポイント
40ポイントから49ポイント	40ポイント
50ポイント以上	50ポイント

7 転換交付金等の算定基準は、次のとおりとする。

前項の換算後ポイントの合計	転換交付金等
10ポイント	1,000円相当の物品

20ポイント	2,000円相当の物品
30ポイント	現金3,000円又は3,000円相当の物品
40ポイント	現金4,000円又は4,000円相当の物品
50ポイント	現金5,000円又は5,000円相当の物品
60ポイント	現金6,000円又は6,000円相当の物品
70ポイント	現金7,000円又は7,000円相当の物品
80ポイント	現金8,000円又は8,000円相当の物品
90ポイント	現金9,000円又は9,000円相当の物品
100ポイント	現金10,000円又は10,000円相当の物品

別記第2号様式中「高齢者等」を「高齢者」に改める。

別記第4号様式を次のように改める。

第4号様式（第7条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

申請者 住 所
氏 名

鹿屋市高齢者元気度アップ・ポイント及び介護人材確保
ポイント活用申出書

私は、鹿屋市高齢者元気度アップ・ポイント事業等実施要綱第7条第1項の規定により、下記のとおりポイント手帳を添えて高齢者元気度アップ・ポイント等の活用を申し出ます。

記

被 保 険 者 番 号 (6 5 歳 以 上 の み)		
氏 名		
活 用 ポ イ ン ト	換算後の高齢者元気度アップ・ポイント	ポイント
	換算後の介護人材確保ポイント	ポイント
	合 計	ポイント
転 換 方 法		1 物品 2 換金 (30ポイント以上のみ)

(活用ポイント欄には換算後のポイント数を記入すること。)

※振込依頼先口座（換金を希望する場合のみ）

銀行 信用金庫 信用組合 農業協同組合	本 店 支 店 出張所 支 所	種 目	口 座 番 号				
		1 普通					
		2 当座					
3 その他							
フリガナ							
口座名義人							

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。